うつみ
内海まさかずと市政を考える会 会報

2020年10月

【発行責任者】内海まさかずと市政を考える会　会長　　田上　中
内海まさかず連絡先　〒328-0052　栃木市祝町3-26　　携帯 080-4720-0398

９月定例議会報告

９月は「決算」の議会です。

栃木市の「予算」を決めるのは３月議会、「決算」を認定するのは９月議会で３月と９月は特に重要な議会となります。

予算書、決算書は昔でいう電話帳くらいの厚さがあります。その中に栃木市における一つひとつの事業の金額が記載されています。

今回の９月議会では昨年（令和元年）度に関する決算に関し、決算特別委員会が作られ審議がなされました。

後出しじゃんけん議案

「市公園条例」、「市公園有料施設に関する条例」に問題あり

９月議会では決算の認定７本の他に14本の議案が提出されました。その中で問題となったのが、「栃木市公園条例」および「栃木市公園有料公園施設に関する条例」です。

> **今、岩舟総合運動公園内に民間企業がサッカースタジアムを建設しています。しかし、公園条例では運動公園内の既存施設が存在していることになっています。そのため条例上、スタジアムを建設することはできないはずですが、現在はスタジアムを建設しています。**
>
> **また、条例が改正されていないため本来なら公園使用料が必要となりますが、これも一切取っていません。本当は工事の着工前に条例改正を行わないとならないのですが、全くできていませんでした。これが「後出しじゃんけん議案」と呼ぶ理由です。**

これらの議案は公園内に本当は建ててはいけないものを建てる。（市の公園なので）本当は使用料を払わなくてはいけないが、一切免除しますという条例案で、いち民間企業を優遇するために条例を改正しようとする執行部にはあきれるばかり。また、それを認める議員の多さに落胆します。結果は賛成多数で議案は可決されました。

内海まさかずの９月の一般質問

1. 災害避難者支援について

（1）災害時の住宅確保について

昨年の台風 19 号から１年を迎えようとしている。たとえ大雨が降り越水しても決壊させてはならないと思う。今、最も必要なことは被災者の住居確保であるが、その対策は進んでいるのか。

一時的な住まいが必要な場合は、被害状況に応じて市営住宅や県営住宅、民間賃貸住宅を活用している。今後も県、市内関係団体と連携を図り、災害の規模に応じた住まいの確保及び支援に努める。

大川市長

2. 公営住宅の在り方について

（1）保証人問題について

大手マスコミで「公営住宅保証人不要２割。高齢者行き場を失うおそれ」と公営住宅において保証人規定が問題となっているとの報道がありました。国も保証人規定の見直しを推奨していることを考えると、栃木市においても保証人免除すべきではないか。

栃木市においては連帯保証人２名が必要であるが、２名の確保が困難な場合には１名でも可能としている。国土交通省の公営住宅管理標準条例（案）においても連帯保証人規定が削除されたことから、栃木県及び県内市町の動向などを参考にしたい。

宇梶都市整備部長

公営住宅は都市整備部のためにあるのではなく、他の自治体のためにあるのでもない。住宅に困窮された市民のためにあるべき。周りに合わすのではなく、市民に合わせて欲しい。

状況にあった対応をして頂きたいと言うことだと思う。現状では高齢者、障がい者といった配慮すべき方々が増えてきているのを認識している。保証人の免除も着実に検討の中に含める。

他の自治体の動向を見てとか言われたのですが、問題は他の自治体ではありません。栃木市の状況を改善していく。これは執行部の役目であり、議員の役目でもある。是非進めていって欲しい。

（2）風呂の設置について

多くの市営住宅が建てられたのは今から 40 年～50 年前、当時は風呂のない家というのもそれなりにあったと思う。しかし、現代社会において風呂のない家というものは想定されていない。台風 19 号において速やかに入居できなかったのは風呂の設置がなかったから。災害対策としても風呂の設置をすべきでは。

H12 年以降の市営住宅には風呂が設置されているが、それ以前は設置していない。入居者が風呂を設置するのは負担が大きいという声は多くあり、災害対応の観点からも検討課題だと認識している。国の交付金の活用も視野に入れた財源確保と合わせて検討して行きたい。

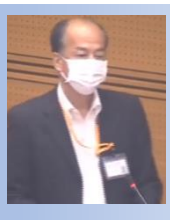

私の知り合いで市営住宅に入った人が、25 万円かかる風呂が設置できなくて、そのまま生活している。お金のない人は風呂に入るなと言うのではなく、公営住宅の在り方として風呂を付けていく方向であるということで良いか。

財源の問題もあるので、段階的となるかもしれないが、設置の方向で考えている。

3. 教育現場における新型コロナウイルス対応について

（1）学校給食調理員問題について

調理員は公営企業法で規定される職員でその転職については団体交渉の範疇であることを認識しているか。

川津教育部長

認識しているが、栃木市の労務職員の単体の労働組合はないので団体交渉の必要まではないと認識している。

（2）責任の取り方について

栃木市は、コロナウイルスに感染し完治した職員を職場に復帰させない決定をしたことで、全国的にニュースになり栃木市の評価は地に落ちた。公務員は法律で信用失墜行為の禁止があり罰則があるが、教育長はどう責任を取るつもりか。

青木教育長

教育委員会は新型コロナウイルス感染症にり患した方への偏見や差別を防止し、人権教育並びに人権啓発に関する総合的かつ効率的な施策を進める立場。その立場でありながら今回立場にそぐわない対応となってしまったことにつきましては、教育委員会として責任は重いものであると深く受け止めており、この場でお詫びを申し上げます。

教育委員会としてと言われたが、合議制でやっている教育委員会のことか。
発言の内容の教育委員会は 99%私自身のことである。

この事実を知った 4,5 人の方から電話を頂いた。中には私の家にまで来て話しをされた。こんな反響はそうはない。それだけのことであった。人権教育を進める教育長が人権を無視したのは大問題。教育長の職を辞めるべきと思わないか。

市民の方々の声、本当に心から真摯に受け止めさせて頂く。子どもたちへの安心安全の担保との観点から過剰な対応となった。当該の調理員の皆様には本当に申し訳なかったと反省している。今回のことを深く反省し、これからの人権を尊重された教育行政をしっかりと全うしていくことが私に与えられた職責。今後信頼回復のために全力で取り組んでまいりたい。

（4）給食の在り方について

学校給食でコロナ感染症対策としておかずが１品減らされているが、本気で予防になると思っているのか。

配膳時の接触機会を減らすことにより感染予防を目的としたものであり、8 月末まで実施した。給食費については H29 年度に値上げしたが、１品減らしている間も使用する食材の量は通常時と変わらず、栄養摂取基準も満たしており、感染予防と給食の質とのバランスにおいて問題なかったものと捉えています。

私がお尋ねしたのは、感染予防に効果があったかということ。ないですよね、全く。栃木市は給食を１品減らしていることも、元に戻したことも説明しておらず、給食費だけは取っている状況。これは改善して欲しい。

栃木市では 9 月から給食を戻しましたが、私が調べた県内の他市においては７月から戻しているところ、8 月から戻しているところがありました。栃木市以外はその旨を保護者に知らせていました。栃木市では今年６月コロナで学校休業中でも、給食費を取っていたことが問題になりました。また、教育長は昨年には給食費の減額が議会を通らなかったことを「残念」と保護者にプリントを配るなど政策的な言動が目につきます。教育の在り方として問題を含んでいます。

編集後記

議員となって３期目、栃木市議会についていろいろ思うことがあります。その一つに議案の採決時の討論があります。

私は議案についてどうしても許せない議案があると、当たり前ですが反対をします。そして採決前に討論を行います。

議会に上程された議案ですから栃木市民の立場で賛否を判断し、これはダメだと思った議案には反対しますが、議案の賛否を判断するのには資料をあたり、実態を調査し、今後の栃木市にとっての影響を勘案しながら判断します。実を言うとこれは大変な作業です。

毎回、採決日の前にはパソコンに向かって討論の原稿を打ち込むのですが、毎回、議案に反対をしなければどんなに楽なのだろうと思います。苦心惨憺して原稿を書き、実際に議場で討論を行いますが、私の討論が終わった後、賛成の議員が執行部を忖度した討論を行います。その討論がその議員の思いならば尊重もできますが、執行部が書いたであろう原稿をただ読んでいる議員には内心腹が立ちます。私は執行部に忖度し、なんでも賛成の議員にはならないぞと思う瞬間でもありますが、そんな議員はいらないと思ってしまいます。

あっ、心配しない下さいね。腹は立ちますが決して暴れたりしませんからね。

内海まさかず